

令和6年第5回下呂市議会定例会

提 出 議 案 目 録

報第 9 号	放棄した債権の報告について……………	1
報第10号	健全化判断比率の報告について……………	3
報第11号	資金不足比率の報告について……………	4
報第12号	一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について……………	5
承第 5 号	専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第5号））……………	34
諮第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	41
同第11号	下呂市副市長の選任について……………	42
議第73号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について……………	43
議第74号	下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について……………	52
議第75号	下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	57
議第76号	令和6年度下呂市一般会計補正予算（第6号）……………	別冊
議第77号	令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）……………	別冊
議第78号	令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議第79号	令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）……………	別冊
議第80号	令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）……………	別冊
議第81号	令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）……………	別冊
議第82号	令和6年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議第83号	令和6年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議第84号	令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）……………	別冊
議第85号	令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	別冊
議第86号	令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）……………	別冊
議第87号	令和6年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）……………	別冊
	令和5年度下呂市一般会計及び特別会計決算の認定について……………	60
認第 1 号	令和5年度下呂市一般会計決算の認定について……………	別冊
認第 2 号	令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について……………	別冊
認第 3 号	令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について……………	別冊
認第 4 号	令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について……………	別冊
認第 5 号	令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について……………	別冊
認第 6 号	令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について……………	別冊
認第 7 号	令和5年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について……………	別冊
認第 8 号	令和5年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について……………	別冊
	令和5年度下呂市公営企業会計決算の認定について……………	61
認第 9 号	令和5年度下呂市水道事業会計決算の認定について……………	別冊

認第10号	令和5年度下呂市下水道事業会計決算の認定について……………	別冊
認第11号	令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について……………	別冊
認第12号	令和5年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について……………	別冊

報第9号

放棄した債権の報告について

下呂市債権管理条例（平成29年下呂市条例第22号）第16条第1項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

債権の名称 (担当部署)	放棄事由	人数 (人)	件数 (件)	金額(円)	放棄年月日
市営住宅使用料 (まちづくり推進課)	第1号	3	105	2,716,800	令和6年3月25日
	第7号	2	34	933,500	
	計	5	139	3,650,300	
水道料金(水道課)	第1号	3	9	456,048	令和6年3月25日
	第3号	1	3	10,579	
	第4号	1	2	78,858	
	第6号	4	11	12,987	
	第7号	1	7	13,044	
	計	10	32	571,516	
医療費個人負担金 (金山病院)	第6号	1	1	12,960	令和6年3月25日
合計		16	172	4,234,776	

※ 件数は、月単位で発生した債権は月単位で、年度単位で発生した債権は年度単位で累計

令和6年9月2日提出

下呂市長 山内 登

放棄事由の概要

下呂市債権管理条例第 16 条第 1 項

- 第 1 号 消滅時効に係る時効期間の満了
- 第 2 号 相続に係る限定承認があった場合で相続財産からの弁済見込なし
- 第 3 号 相続人不存在又は相続放棄
- 第 4 号 破産免責等
- 第 5 号 強制執行後の無資力
- 第 6 号 徴収停止後の期間経過
- 第 7 号 生活保護受給者又はこれに準ずる者
- 第 8 号 債権の存在につき法律上の争いがある場合に勝訴の見込みがない

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に係る健全化判断比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
下呂市の比率	—	—	11.0	1.9
早期健全化基準	12.89	17.89	25.0	350.0

下呂市の比率欄「—」は赤字比率がないことを表す。

令和 6 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に係る資金不足比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	資金不足比率基準
水道事業会計	－	20.0
下水道事業会計	－	20.0
下呂温泉合掌村事業会計	－	20.0
金山病院事業会計	－	20.0

資金不足比率欄「－」は資金不足がないことを表す。

令和 6 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

報第 12 号

一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について

一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

令和 5 年度

事業報告書及び収支決算書

一般財団法人 下呂ふるさと文化財団

令和 5 年度一般財団法人下呂ふるさと文化財団事業報告

1. 下呂交流会館指定管理事業

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和 5 年 5 月に 5 類へと変更され、利用人数は増加しています。コロナ前の令和元年度の利用者数は、63,846 人、令和 5 年度は 60,710 人で比率は 95%、宿泊者数は、元年度 8,104 人、5 年度 7,364 人で比率は 91%となっています。また令和 5 年度の利用料収入とその他料金収入の合計額は令和元年度を上回る 104%となりました。

一般財団法人下呂ふるさと文化財団は令和 6 年度から始まる 5 年間についての下呂交流会館の指定管理者として指定をいただくべく申請書とこれに付随する膨大な資料を提出しました。また、選定委員の方々には施設を訪問していただき、施設のハード的問題点等も把握していただくことができました。その結果、選定委員会において承認され、その後、市議会の承認を経て指定管理者に指定していただくことができました。当財団は定款により余剰金の分配ができない公益法人等に分類されます。利益主義ではなく、市民のため地域のために公益性の高い管理運営を行うことを基本とし、これまでの経験と蓄積したノウハウ、利用者との信頼関係を大切にして業務を遂行していきます。

下呂市と交した避難所開設に関する「覚書」の期限が切れるため、新たな指定期間について覚書を交わしました。また、「災害時における施設利用等に関する取り決め」の中で、ペットとの同行避難が想定される場合について、「ペットの係留場所」の項目を追加しました。

下呂温泉観光協会が市内の関連団体とともに毎月開催する誘致宣伝委員会には、大型コンベンションの開催可能な施設として参加し情報の発信及び共有を行いました。宿泊人数が百人を超える規模の利用は、「全国卓球強化練習会（富田高等学校卓球部）」、「バスケットボール練習試合（美濃加茂高校男子バスケットボール部）」、「下呂温泉卓球大会（下呂温泉卓球交流会）」、「2023GN カップバスケットボール大会（GERO NORTH）」、「バーモントカップフットサル岐阜県大会（岐阜県サッカー協会）」、「益田カップ（下呂市バスケットボール協会）」、「ミズノカップ（美濃加茂高校男子バスケットボール部）」、「オーガストマッチ下呂温泉（美濃加茂高校男子バスケットボール部）」、「関西学生卓球連盟合宿（関西学生卓球連盟）」、「東海地区信用金庫卓球大会（岐阜県信用金庫協会）」、「卓球大会（卓球交流会）」、「第 16 回岐阜県ママさんバレーボールことぶき大会（岐阜県ママさんバレーボール連盟）」、「年末下呂交流大会（美濃加茂高校男子バスケットボール部）」、「バスケットボール交流会（下呂市バスケットボール協会）」、「卓球合宿（全国クラブ卓球交流研修会）」、「マーチング練習（中部大学シンフォニックバンド）」がありました。また、「B3. LEAGUE2023-2024 シーズン（豊田合成（株）」、「23-24VLEAGUE Division 2（県バレーボール協会）」、「第 48 回日本ハンドボールリーグ大会（飛騨高山ハンドボールクラブ）」など 3 つのプロスポーツの試合が開催されました。

自主事業は、鑑賞型として「石原詢子コンサート ゲスト辰巳ゆうと」、「清水ミチコ トーク&ライブ 2023」など 5 公演、市民の提案を実現するシナジーナイトは「むらなが吟」などの 4 公演、映画は「アクティブ春の映画まつり」で 4 作品を上映、プロモータとの共催では、稲川淳二「怪談」、オーケストラ・アンサンブル金沢の 2 公演を行いました。普及型としての井戸端会議（演劇系）は、「キャッツ」（名古屋四季劇場）、「平成中村座」（名古屋同朋高校）など 4 回開催、井戸端会議（クラシック系）は、「佐渡裕 シエナ・ウインド・オーケストラ」（バローホール）、「新日本フィルハーモニー」（三重県）の 2 回開催しました。地域貢献型として、まめ 1 ライブ「オープンマイク・リモートで歌ってみた 2024」、「タッチスタインウェイ（ピアノ体験）」を開催しました。

2.ふるさと文化振興事業（財団独自事業）

財団の独自会計で行うふるさと文化振興事業は、講演会として「第 57 回 ふるさと講座、昭和 10 年、下呂に何が起こっていたか」～ブルーノ・タウトの旅日記抄から～ を下呂在住の遠藤卓先生に講師をお願いし開催しました。その深く考察された内容に参加者からはたいへん高い評価をいただきました。また、東京から駐日リトアニア大使をお迎えし、特別公演会「杉原千畝とリトアニア」を下呂市との共催で開催しました。鑑賞会としては、下呂市出身の提案者を発起人に、各地の後援会の方々にも協力をいただき、コンサート「令和の歌姫 東亜樹 15 歳」を開催、市在住の津軽三味線と手踊りの名手、森本富美子さんとの共演もあり観客を魅了しました。

ふるさと文化振興助成事業として、石彫シンフォニウム実行委員会の「Symphonium 2023 下呂」に対して助成金の交付を行いました。

令和 5 年度 理事会・評議員会 議決事項等

	提出日	議決日	内 容
監 査	5 月 8 日	5 月 8 日	・ 決算監査（令和 4 年度事業報告書及び収支決算ほか）
第 1 回 理事会	5 月 12 日	5 月 12 日	・ 令和 4 年度 事業報告及び収支決算報告の承認について ・ 令和 4 年度 公益目的支出計画実施報告書の承認について ・ 令和 5 年度 定時評議員会の開催について ・ 令和 5 年度 ふるさと文化振興助成金の交付審査について ・ 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について ・ 令和 5 年度 第 1 次補正予算について
第 1 回 評議員会	5 月 29 日	5 月 29 日	・ 令和 4 年度 正味財産増減計算書及び貸借対照表並びにこれらの付属明細書の承認について ・ 評議員及び役員の選任について ・ 令和 5 年度 第 1 次補正予算について
第 2 回 理事会	10 月 30 日	10 月 30 日	・ 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について
第 3 回 理事会	3 月 14 日	3 月 14 日	・ 令和 5 年度 第 2 次補正予算について ・ 令和 6 年度 事業計画および収支予算について ・ 令和 5 年度 第 2 回評議員会の開催について
第 2 回 評議員会	3 月 18 日	3 月 18 日	・ 令和 5 年度 第 2 次補正予算について ・ 令和 5 年度 事業計画および収支予算について

一般財団法人下呂ふるさと文化財団 評議員、役員名簿

評議員（任期 令和 2 年 5 月 28 日～令和 6 年 5 月定時評議員会）

氏 名	初回就任年月日
野村 勝	H24.4.1
松山 則樹	H28.5.27
中村 好一	R5.5.29

監事（任期 令和 2 年 5 月 28 日～令和 6 年 5 月定時評議員会）

氏 名	初回就任年月日
清水 幹男	R2.5.28
中谷 三男	R4.5.27

理事（任期 令和 4 年 5 月 27 日～令和 6 年 5 月定時評議員会）

役 職 名	氏 名	初回就任年月日
代表理事	二村 文康	H24.4.1
業務執行理事	澤田 勤之	R4.5.27
理 事	田谷 諭志	R4.5.27
〃	熊崎 敬子	H24.4.1
〃	萼 富美子	H24.4.1
〃	永田 光由	H30.5.28
〃	林 利春	R5.5.29

令和5年度実施事業

1. 下呂交流会館の指定管理事業

(1) 会館の運営に関すること

- ①責任者ほか必要な人員の配置
- ②会館の利用申請の受付・許可
- ③利用料金の収受
- ④舞台設備の管理・操作
- ⑤広報・宣伝
- ⑥施設内のカフェ、自動販売機設置に関すること

(2) 施設等の維持管理に関すること

施設の適正な維持管理のため、清掃、施設・設備点検等の保守点検及び修繕、植栽保全等敷地内環境美化を行った。

- ①清掃業務
- ②建築物環境衛生管理点検報告業務
- ③電気・空調・給排水衛生設備管理
- ④施設・設備保守点検
- ⑤特殊建築物定期点検報告業務
- ⑥修繕
- ⑦植栽の管理
- ⑧駐車場の管理
- ⑨備品の管理
- ⑩施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るために、保安全管理を適切に行い、開館時間以外の時間帯については、オンラインセキュリティーシステムによる機械警備を行った。

(3) 事業の企画及び開催に関すること

形 態	事 業 名		実施予定月
鑑賞型	ジャズ・フュージョン	泉ホールのためにおき「宮崎隆睦×吉田隆広×藤林祐聖ジャズフュージョンスペシャルライブ」	6月24日
	お笑い	「爆笑！お笑いライブ in 下呂」	8月5日
	歌謡（演歌）	「石原詢子コンサート」（ゲスト辰巳ゆうと）	9月30日
	ものまね・歌唱	「清水ミチコ トーク&ライブ 2023」	10月14日
	ジャズ・アニソン	吉田次郎プロデュース「スペシャルライブ」	11月18日
	市民協働企画 シナジーナイト	「石川寛子ヴァイオリン・コンサート」	6月9日
		「むらなが吟 ライブ」	9月16日
		「茶木みやこ&沈兵シェンピン」	12月15日
		富安&山本「おながくで HOT ひととき」	3月8日
	映 画	アクティブ春の映画まつり「お終活」「ジュディー」 「アンパンマン」「ワンダー 君は太陽」	3月22日 ～23日
追加事業 （共催）	怪 談	ミステリーナイトツアー2023 稲川淳二の怪談ナイト	9月3日
	オーケストラ	オーケストラ・アンサンブル金沢 ～オーケストラと心に響くひとときを～	12月2日
普及型	“井戸端会議” （演劇系）	ミュージカル「ファインディング・ネバーランド」	6月30日
		ミュージカル「キャッツ」	10月27日
		歌舞伎「平成中村座」	3月8日
		ミュージカル「キャッツ」	3月14日
	“井戸端会議” （クラシック）	「佐渡裕指揮 シエナ・ウインド・オーケストラ」	11月3日
		「新日本フィルハーモニー交響楽団×小林愛実」	2月10日
地域貢献型 （参加・交流）	市民協働・出演	まめ1ライブ 「オープンマイク 2024 リモートで歌ってみた！」	3月21日 公開
	市民参加	Touch!スタインウェイ 2023（ピアノ体験）	5月3日 ～7日
その他	翌年度事業	翌年度以降の事業の企画・交渉・広報宣伝	通年

（４）危機管理体制の整備、運用に関すること

- ①緊急時の対策及び防犯、防災対策、事故等の未然防止及び事故発生時の対応について、マニュアルに基づき、従事者に指導及び訓練を行う。
- ②災害等の発生時には、下呂市地域防災計画に基づく防災上重要な施設の管理者としての責務を果たす。
- ③利用者の安全を図るため設置された、自動体外式除細動器(AED)の日常の動作確認を行った。

（５）市民協働

- ①市民協働による運営を行った。

- ・アクティブサポーターズ

- たくみ隊 事業の企画・運営 (令和 5 年登録者 5 人)

- もてなし隊 ホールスタッフ (令和 5 年登録者 7 人)

- ・ピアノ弾き込みボランティア (令和 5 年登録者 10 人)

- ②下呂交流会館運営向上委員会

会館の利用者代表、行政、観光業代表により構成する下呂交流会館運営向上委員会を開催し、会館のより良い管理・運営を目指す。

* 令和 5 年度は案件が無く、開催しなかった。

（６）行政との連携

下呂市の担当部署及び関係部署と下呂交流会館による、下呂交流会館運営協議会を開催し、下呂交流会館のよりよい管理・運営を目指して行政との意見交換を行う。

* 指定管理移行期間のため日常的に担当課と多くの打ち合わせを行った。

* 担当課と連携して 10 月に埼玉県志木市から、11 月に滋賀県長浜市からの視察に対応した。

（７）誘致・宣伝・販売促進

- ①誘致・宣伝

誘致宣伝委員会に毎月出席し情報交換を行った。

- ②チケット販促 市内各地へ出向きポスター掲示、チラシの配布、イベントの紹介を行った。

（８）定期刊行物による情報発信

交流会館でのイベントの周知のため情報発信を行った。

事業名	内 容	頻度
定期刊行物による情報発信	広報紙の発行 アクティブタイムズ	年間
会館ホームページの運営	イベント関連情報の随時更新	随時
ケーブルテレビによるイベント情報発信	情報番組「アクティブタイム」制作協力、出演	毎月 1 番組
メール・LINE によるイベント情報提供	下呂市メール・LINE による情報提供	随時

2. ふるさと文化振興事業

(1) 文化に関する研究会、講演会、鑑賞会等の開催

地域文化・伝統文化の保護・育成と、芸術の普及・向上、文化の創造のための事業

①講演会、見学会等

地域の文化について関心を高めるとともに理解を深め、私たちの「ふるさと」を再認識するための事業。

形態	事業名	会場	時期
講演会等	ふるさと講座「昭和 10 年、下呂に何が起こっていたか」 ～ブルーノ・タウトの旅日記抄から～	下呂交流会館 マルチスタジオ	10 月 8 日
	ふるさと講座「川の達人 天野勝利」 講師の都合で中止	—	中止
	駐日リトアニア大使特別講演会 「杉原千畝とリトアニア」 共催下呂市	下呂交流会館 泉ホール	6 月 27 日
見学会	地域の文化・自然に関する見学会 歴史探訪等	小坂地域	翌年度に 延期

②鑑賞会等

芸術作品や音楽などの鑑賞会等。

市内出身者や関係者による楽曲の製作や演奏会、美術などの展覧会の開催

形態	事業名	時期
制作 発表	鑑賞会等「令和の歌姫 東亜紀 15 歳」 コンサート	9 月 9 日

(2) 地域文化及び伝統文化の育成援助

地域文化の発展のため、住民主体の文化的活動に対する助成を行った。

ふるさと文化振興助成金交付明細

住民主体の文化的活動、次の 1 件に対して助成を行った。

団体名	行事名・活動名	助成金額	回数
石彫シンフォニウム 実行委員会	Symphonium 2023 下呂	100,000	初回

(3) 文化資料及び芸術作品の調査研究と保護

地域の歴史、文化、自然についての調査、研究。*対象事業は無かった。

(4) 情報の発信や公開のため、財団のホームページの運営を行った。

形態	事業名
情報発信、公開	ホームページの運営 http://gero-furusato.jpn.org

財 務 諸 表

自：令和 5年 4月 1日
至：令和 6年 3月 31日

〒509-2202
岐阜県下呂市森2270番地3

一般財団法人下呂ふるさと文化財団

代表理事 二村 文康

貸借対照表
令和 6年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	20,031,457	19,296,662	734,795
未収金	185,325	525,190	△ 339,865
前払金	0	13,657	△ 13,657
つり銭準備金	50,000	50,000	0
流動資産合計	20,266,782	19,885,509	381,273
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	846,000	846,000	0
投資有価証券	99,154,000	99,154,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	100,000,000	100,000,000	0
資産合計	120,266,782	119,885,509	381,273
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	11,683,066	10,227,207	1,455,859
未払消費税等	1,751,300	2,773,800	△ 1,022,500
預り金	98,000	110,900	△ 12,900
流動負債合計	13,532,366	13,111,907	420,459
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	13,532,366	13,111,907	420,459
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
下呂市出捐金	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(100,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産	6,734,416	6,773,602	△ 39,186
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	106,734,416	106,773,602	△ 39,186
負債及び正味財産合計	120,266,782	119,885,509	381,273

正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	1,900,016	1,900,084	△ 68
② 事業収益			
下呂交流会館指定管理事業収益	173,655,199	173,183,431	471,768
ふるさと文化振興事業収益	229,000	494,000	△ 265,000
③ 受取補助金等			
④ 雑収益			
受取利息	356	383	△ 27
雑収益	200,048	720,044	△ 519,996
経常収益計	175,984,619	176,297,942	△ 313,323
(2) 経常費用			
① 事業費			
給料手当	48,819,612	45,880,333	2,939,279
臨時雇賃金	48,000	172,047	△ 124,047
福利厚生費	8,980,574	8,594,814	385,760
旅費交通費	65,830	836,840	△ 771,010
通信運搬費	507,987	822,109	△ 314,122
備品費	1,405,140	498,300	906,840
消耗品費	2,296,892	3,679,168	△ 1,382,276
修繕費	11,960,917	11,121,841	839,076
印刷製本費	2,159,182	1,682,400	476,782
燃料費	2,964,432	2,916,302	48,130
光熱水料費	18,139,201	24,551,678	△ 6,412,477
賃借料	3,015,247	2,764,686	250,561
保険料	757,970	770,650	△ 12,680
諸謝金	22,274	345,249	△ 322,975
租税公課	5,792,344	5,382,748	409,596
支払負担金	31,600	31,600	0
支払補助金	100,000	166,098	△ 66,098
委託料	56,366,676	54,059,963	2,306,713
食糧費	561,114	383,172	177,942
広告宣伝費	44,000	55,000	△ 11,000
手数料	3,749,975	2,409,576	1,340,399
施設整備費	7,219,905	7,897,120	△ 677,215
著作権使用料等	333,488	61,254	272,234
雑費	0	0	0
② 管理費			
役員報酬	200,000	230,000	△ 30,000
会議費	3,885	3,780	105
旅費交通費	12,600	13,700	△ 1,100
通信運搬費	9,754	11,072	△ 1,318
印刷製本費	47,510	52,350	△ 4,840
賃借料	34,280	33,670	610
租税公課	325,126	324,536	590
手数料	3,830	3,100	730
委託費	21,460	36,174	△ 14,714
雑費	23,000	8,640	14,360
経常費用計	176,023,805	175,799,970	223,835
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 39,186	497,972	△ 537,158
当期経常増減額	△ 39,186	497,972	△ 537,158
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 39,186	497,972	△ 537,158
当期一般正味財産増減額	△ 39,186	497,972	△ 537,158
一般正味財産期首残高	6,773,602	6,275,630	497,972
一般正味財産期末残高	6,734,416	6,773,602	△ 39,186
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	106,734,416	106,773,602	△ 39,186

正味財産増減計算書内訳表
令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合計
	ふるさと文化振興事業	下呂交流会館指定管理事業			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					
基本財産受取利息	0	0	1,900,016		1,900,016
事業収益					
下呂交流会館指定管理事業収益	0	173,655,199	0		173,655,199
ふるさと文化振興事業収益	229,000	0	0		229,000
雑収益					
受取利息	0	294	62		356
雑収益	0	200,048	0		200,048
経常収益計	229,000	173,855,541	1,900,078	0	175,984,619
(2) 経常費用					
事業費					
給料手当	0	48,819,612	0		48,819,612
臨時雇賃金	0	48,000	0		48,000
福利厚生費	0	8,980,574	0		8,980,574
旅費交通費	65,830	0	0		65,830
通信運搬費	3,232	504,755	0		507,987
備品費	0	1,405,140	0		1,405,140
消耗品費	62,750	2,234,142	0		2,296,892
修繕費	0	11,960,917	0		11,960,917
印刷製本費	267,842	1,891,340	0		2,159,182
燃料費	0	2,964,432	0		2,964,432
光熱水料費	0	18,139,201	0		18,139,201
賃借料	469,780	2,545,467	0		3,015,247
保険料	0	757,970	0		757,970
諸謝金	22,274	0	0		22,274
租税公課	0	5,792,344	0		5,792,344
支払負担金	0	31,600	0		31,600
支払補助金	100,000	0	0		100,000
委託料	321,729	56,044,947	0		56,366,676
食糧費	13,583	547,531	0		561,114
広告宣伝費	0	44,000	0		44,000
手数料	145,376	3,604,599	0		3,749,975
施設整備費	0	7,219,905	0		7,219,905
著作権使用料等	14,423	319,065	0		333,488
雑費	0	0	0		0
管理費					
役員報酬	0	0	200,000		200,000
会議費	0	0	3,885		3,885
旅費交通費	0	0	12,600		12,600
通信運搬費	0	0	9,754		9,754
印刷製本費	0	0	47,510		47,510
賃借料	0	0	34,280		34,280
租税公課	0	0	325,126		325,126
手数料	0	0	3,830		3,830
委託費	0	0	21,460		21,460
雑費	0	0	23,000		23,000
経常費用計	1,486,819	173,855,541	681,445	0	176,023,805
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,257,819	0	1,218,633		△ 39,186
当期経常増減額	△ 1,257,819	0	1,218,633		△ 39,186
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0		0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0		0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,257,819	0	1,218,633	0	△ 39,186
当期一般正味財産増減額	△ 1,257,819	0	1,218,633		△ 39,186
一般正味財産期首残高					6,773,602
一般正味財産期末残高					6,734,416
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0		0
指定正味財産期首残高					100,000,000
指定正味財産期末残高					100,000,000
III 正味財産期末残高					106,734,416

貸借対照表を会計区分していないため、一般正味財産期首残高、一般正味財産期末残高及び、指定正味財産期首残高、指定正味財産期末残高並びに正味財産期末残高は合計欄に記載している。

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

重要な会計方針は次のとおりである。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……購入時の取得価額によっている。(償却原価法については、取得価額と債券金額との差額について重要性に乏しいため、適用していない。)

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(3) 退職給与の会計処理

外部拠出型の中小企業退職金共済制度に加入しており、当該制度に基づく拠出額を費用処理している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	846,000	0	0	846,000
投資有価証券(基)	99,154,000	0	0	99,154,000
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
定期預金	846,000	(846,000)	(0)	—
投資有価証券(基)	99,154,000	(99,154,000)	(0)	—
小 計	100,000,000	(100,000,000)	(0)	—
合 計	100,000,000	(100,000,000)	(0)	—

4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第121回 利付国債	99,154,000	109,392,900	10,238,900
合 計	99,154,000	109,392,900	10,238,900

5. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 実施事業資産は保有していないため、貸借対照表内訳表の作成を行わない。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。

2. 引当金の明細

該当なし。

財 産 目 録

令和 6年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸 借 対 照 表 科 目		場 所 ・ 物 量 等	使用目的等	金 額
(流動資産)	普通預金 未収金 つり銭準備金	飛騨農協・十六銀行・ゆうちょ銀行・益田信用組合 南ひだ森林組合 外		20,031,457 185,325 50,000
流動資産合計				20,266,782
(固定資産) 基本財産	定期預金	益田信用組合／本店営業部 0343547		846,000
	投資有価証券	第121回 利付国債		99,154,000
固定資産合計				100,000,000
資産合計				120,266,782
(流動負債)	未払金 未払消費税等 預り金	下呂市 外 高山税務署 従業員	指定管理料余剰金返還金 外 当期確定消費税等 住民税	11,683,066 1,751,300 98,000
流動負債合計				13,532,366
固定負債合計				0
負債合計				13,532,366
正味財産				106,734,416

令和 6年 5月 7日

監査報告書

一般財団法人下呂ふるさと文化財団
代表理事 二村 文康 殿

監 事 清水 幹男 
監 事 中谷 三男 

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度において理事の職務執行を監査致しました。その方法および結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意志疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) 公益目的支出計画実施報告書の監査結果

公益目的支出計画実施報告書は法令及び定款に従い、法人の公益目的実施計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上

令和 6 年度

事業計画書及び収支予算書

一般財団法人 下呂ふるさと文化財団

令和 6 年度一般財団法人下呂ふるさと文化財団事業計画

1. 下呂交流会館指定管理事業

一般財団法人下呂ふるさと文化財団は令和 6 年度から始まる 5 年間についての下呂交流会館の指定管理者として指定をいただくべく申請をしました。その結果、選定委員会の審査、市議会の承認を経て指定管理者に指定していただくことができました。これまでの経験と蓄積したノウハウ、利用者との信頼関係を大切にせず慢心することなく業務に邁進する所存です。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和 5 年 5 月に 5 類へと変更されました。これに伴い徐々に利用人数は増加しています。コロナ前の令和元年度 4 月から 2 月末までの利用者数の累計は、63,171 人、5 年度は 54,535 人で比率は 86.3%、2 月末までの宿泊者数の累計は、元年度 8,021 人、5 年度 6,756 人で比率は 84.2%となっています。また令和 5 年度の 4 月から 2 月末までの利用料収入とその他料金収入の累計額は令和元年度の 98%となり、ほぼ同程度まで回復しました。令和 6 年度は全国高等学校総合文化祭「清流の国ぎふ総文 2024」と、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭「清流の国ぎふ」文化祭 2024 の会場となり全国から多くの方々が来られることとなります。主催者との打合せを綿密に行い催しがスムーズに開催されるよう準備し、当日は気持ちのよい挨拶とともにホスピタリティ溢れる対応を心がけます。

電気料金は依然高い水準にあり、今後もこの状況が続くものと思われます。館内の共有部分の照明の LED 化を進めます。また、使用していないエリアの照明を落とす、電力デマンドの監視を行う等の節電対策を継続します。下呂交流会館は開館 15 年目となり、ますます建物の修繕、設備や機器のメンテナンスや交換が増えています。タイミングを逃すことなくこれらを行い、安全安心な施設を維持していきたいと考えます。

下呂市では水害の頻発と激甚化、また地震については 1 月に発生した能登半島地震を超えるエネルギーを持つ大地震の発生も危惧されています。会館が作成した「震災対応・避難所開設マニュアル」に基づいた行動ができるように備え、定期的に訓練を実施します。また、避難情報が出された時は下呂市と交した避難所開設に関する「覚書」に沿った適切な対応を行います。

自主事業のラインナップは、①「北海道歌旅座 ザ・コンサート」、②開館 15 周年記念「南こうせつコンサート」、③「泉ホールのとっておき」スタンダードナンバーのコンサート、④ミュージカル系コンサート、⑤子ども、ファミリーを中心に楽しめるイベント「お化け屋敷」、⑥アクティブサポーターズ「たくみ隊」などからの提案を実現するシナジーナイトは、5 月「辻井貴子&中島裕志」、9 月「今井千香子 & 渡辺大地」、12 月岡林立哉「馬頭琴とホーミー」、3 月「伊藤智美ライブ」の 4 公演を計画します。⑦「シネマコレクション」では、市民の要望を捉えた映画作品の上映を予定しています。⑧都市部の劇場で開催される演劇やミュージカル、歌舞伎、ジャズ、オペラ、オーケストラ等を鑑賞するために、現地までバスで出向き、移動時間には作品の予習・復習・意見交換等を行う「大人のための井戸端会議」は、4~5 回の開催を予定します。⑨新企画として大人の方に文化芸術の魅力や楽しみ方を気軽に学んでいただく「大人のための”再”学校!」、⑩最高の音色と称されるスタインウェイ・ピアノをホールのステージ上で演奏できる「Touch! スタインウェイ」。⑪市民出演型の「まめ 1 ライブ」を市民との協働により企画します。これらの事業

当日は、アクティブサポーターズ「もてなし隊」のご協力をいただきながら開催します。

下呂温泉観光協会が市内の関連団体とともに毎月開催する誘致宣伝委員会には、大型コンベンションの開催可能な施設として参加し情報の発信及び共有を行います。

2. ふるさと文化振興事業（財団独自事業）

基本財産運用収入により実施するふるさと文化振興事業については、市内の歴史などをテーマにした「ふるさと講座」、市内の歴史的見どころを探訪する「歴史探訪」、鑑賞事業として、市内企業からの提案があった「海外音楽家によるワークショップ&コンサート」、市民からの提案による「大宇宙の法則に従い天才たちが集う」、地域に根付いた活動を続ける複数のバンドのコンサート「地域創生物語」の3つの企画を行います。また、市内で独自に文化事業に取り組む団体や新たな文化・芸術の定着を目指す団体等に対して、ふるさと文化振興助成金による支援を行います。

事業内容

1. 下呂交流会館の指定管理事業

（1）会館の運営に関すること

- ①責任者ほか必要な人員の配置
- ②会館の利用申請の受付・許可
- ③利用料金の収受
- ④舞台設備の管理・操作
- ⑤広報・宣伝
- ⑥施設内のカフェスペース、自動販売機設置に関すること

（2）施設等の維持管理に関すること

施設の適正な維持管理のため、清掃、施設・設備点検等の保守点検及び修繕、植栽保全等敷地内環境美化を行う。

- ①清掃業務
- ②建築物環境衛生管理点検報告業務
- ③電気・空調・給排水衛生設備管理
- ④施設・設備保守点検
- ⑤特殊建築物定期点検報告業務
- ⑥修繕
- ⑦植栽の管理
- ⑧駐車場の管理
- ⑨備品の管理
- ⑩施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒・防止し、

財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るために、保安管理を適切に行う。

開館時間以外の時間帯については、機械警備を行う。

(3) 事業の企画及び開催に関すること

施設設置目的を具現化するため、市民の文化芸術・スポーツの振興、地域の活性化及び交流産業の振興に資する事業を実施する。

形 態	事 業 名		実施予定月
鑑賞型	昭和歌謡	「北海道歌旅座 ザ・コンサート」	6月～8月
	フォーク	下呂交流会館開館 15 周年記念 「南こうせつコンサート」	10 月 20 日(日)
	スタンダード ナンバー	泉ホールのとっておき「サクセスとピアノ」	日程調整中
	ミュージカル ナンバー	ミュージカル系コンサート	日程調整中
	子ども、 ファミリー	「お化け屋敷」	8 月 31 日(土) 9 月 1 日(日)
	市民協働企画 シナジーナイト	「辻井貴子&中島裕司」	5 月 11 日(土)
		「今井千香子 & 渡辺大地」	9 月 27 日(金)
		「岡林立哉 馬頭琴とホーミー」	12 月 13 日(金)
		「伊藤智美ライブ」	3 月 7 日(金)
	シネマコレク ション (映画)	(上映作品未定)	開催日未定
普及啓発型	大人のための ワークショップ “井戸端会議”	ミュージカル、演劇、ジャズ等 (2～3 回予定)	開催日未定
		クラシック音楽等 (2 回予定)	
	大人のための “再” 学校！	文化芸術ワークショップ	開催日未定
地域貢献型 (参加・交流)	市民協働・出演	まめ 1 ライブ (市民参加)	開催日未定
	市民参加	Touch! スタインウェイ (ピアノ体験)	5 月
その他	翌年度事業	翌年度以降の事業の企画・交渉・広報宣伝	通年

(4) 危機管理体制の整備、運用に関すること

- ①緊急時の対策及び防犯、防災対策、事故等の未然防止及び事故発生時の対応について、マニュアルに基づき、従事者に指導及び訓練を行う。
- ②災害等の発生時には、下呂市地域防災計画に基づく防災上重要な施設の管理者としての責務をはたす。
- ③利用者の安全を図るため設置された、自動体外式除細動器(AED)の日常の動作確認を行い取り扱い研修を行う。

(5) 市民協働

①市民協働による運営を推進する。

- ・アクティブサポーターズ
たくみ隊 事業の企画・運営
もてなし隊 ホールスタッフ
- ・ピアノ弾きこみボランティア

②下呂交流会館運営向上委員会の開催

会館の管理・運営について利用者からの意見集約のため必要に応じて利用者代表、行政、観光業代表による、下呂交流会館運営向上委員会を開催する。

(6) 行政との連携

下呂市の担当部署及び関係部署と下呂交流会館による、下呂交流会館運営協議会を開催し、下呂交流会館のよりよい管理・運営を目指して行政との意見交換を行う。

(7) 誘致・宣伝・販売促進

①誘致・宣伝

- ・観光協会等と連携し旅行業者への誘致活動を行う。
- ・合宿等の誘致に学校、企業などへの誘致活動を行う。

②チケット販促 市内各地へ出向きポスターの掲示、イベントの紹介、チケットの販売を行う。

(8) 定期刊行物による情報発信

交流会館でのイベントの周知のため情報発信を行う。

事業名	内 容	頻度
定期刊行物による情報発信	広報紙の発行 アクティブタイムス	毎月 1 回
会館ホームページの運営	イベント関連情報の随時更新	随時
ケーブルテレビによるイベント情報発信	情報提供番組「アクティブタイム」 制作協力、出演	毎月 1 番組
メールマガジンによるイベント情報提供	下呂市 LINE・メール配信サービスに よる情報提供	随時

(9) その他

①視察の対応を行う。

②会館の管理運営について市が必要と認める業務を行う。

2. ふるさと文化振興事業

(1) 文化に関する研究会、講演会、鑑賞会等の開催

地域文化・伝統文化の保護・育成と、芸術の普及・向上、文化の創造のための事業を行う。

①講演会、見学会等

地域の文化について関心を高めるとともに理解を深め、私たちの「ふるさと」を再認識するための事業を行う。

形態	事業名	会場	時期	対象
講演会等	ふるさと講座 「内容未定」	下呂交流会館	未定	一般
見学会	歴史探訪 地域の文化・自然に関する見学会	小坂地域	未定	小学生 ～一般

②鑑賞会等

形態	事業名
制作、発表	市内出身者や関係者による楽曲の製作や演奏会、美術などの展覧会の開催 鑑賞会等「ペッカ・ピルカネン氏によるワークショップ&コンサート」
	芸術作品や音楽などの鑑賞会等「大宇宙の法則に従い天才たちが集う」 若林美智子（胡弓）、植松伸夫（作曲家）、3×4×S（三味線、チェロ）
	「地域創生物語」 地域に暮らし、暮らしを歌う、地域愛あふれるコンサート

(2) 地域文化及び伝統文化の育成援助

地域文化の発展のため、住民主体の文化的活動に対する助成を行う。

形態	事業名
補助事業	ふるさと文化振興助成金交付

(3) 文化資料及び芸術作品の調査研究と保護

地域の歴史、文化、自然についての調査、研究を行う。

形態	事業名
調査・研究	下呂石に関する調査研究等

(4) 情報の発信や公開のため、財団のホームページの運営

形態	事業名
情報発信、公開	ホームページの運営 http://gero-furusato.jpn.org

令和 6 年度 収支予算書

【当初予算】

令和 6 年 4 月 1 日



一般財団法人下呂ふるさと文化財団

令和6年度収支予算書

一般財団法人 下呂ふるさと文化財団

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

【指定管理業務】

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増減	備 考
I 事業活動収支の部	(A)	(B)	(A-B)	
1. 事業活動収入				
下呂交流会館指定管理事業費収入	171,581,000	166,086,000	5,495,000	
指定管理料収入	145,718,000	140,985,000	4,733,000	
交流会館利用料収入	13,054,000	12,166,000	888,000	
会館施設使用料収入	137,000	137,000	0	
入場料収入	12,160,000	12,350,000	△ 190,000	
助成金等収入	0	0	0	
その他収入	510,000	446,000	64,000	
受取利息収入	1,000	1,000	0	
雑収入	1,000	1,000	0	
事業活動収入計	171,581,000	166,086,000	5,495,000	
2. 事業活動支出				
下呂交流会館指定管理事業費支出	171,581,000	166,086,000	5,495,000	
102下呂交流会館管理運営費支出	86,601,000	81,905,000	4,696,000	
報酬費支出	0	27,000	△ 27,000	
旅費交通費支出	86,000	172,000	△ 86,000	
通信運搬費支出	(578,000)	(556,000)	(22,000)	
郵便料支出	156,000	156,000	0	
電話料支出	278,000	264,000	14,000	
通信サービス料支出	144,000	136,000	8,000	
備品費支出	800,000	1,000,000	△ 200,000	
消耗品費支出	1,833,000	2,000,000	△ 167,000	
修繕費支出	9,181,000	5,812,000	3,369,000	
印刷製本費支出	1,358,000	1,534,000	△ 176,000	
燃料費支出	3,222,000	3,305,000	△ 83,000	
光熱水料費支出	(19,352,000)	(10,772,000)	(8,580,000)	
電気料支出	18,348,000	9,768,000	8,580,000	
上下水道料支出	924,000	924,000	0	
ガス代支出	80,000	80,000	0	
賃借料支出	2,206,000	2,143,000	63,000	
保険料支出	824,000	824,000	0	
租税公課支出	(5,982,000)	(6,065,000)	(△ 83,000)	
収入印紙等支出	82,000	81,000	1,000	
消費税支出	5,900,000	5,984,000	△ 84,000	
負担金支出	47,000	57,000	△ 10,000	
委託料支出	40,693,000	40,030,000	663,000	
食糧費支出	21,000	46,000	△ 25,000	
広告宣伝費支出	44,000	75,000	△ 31,000	
手数料支出	(373,000)	(428,000)	(△ 55,000)	
折込手数料支出	0	0	0	
調律手数料支出	95,000	95,000	0	
振込手数料支出	80,000	80,000	0	
その他手数料支出	198,000	253,000	△ 55,000	
施設整備費支出	0	7,058,000	△ 7,058,000	
雑支出	1,000	1,000	0	
103下呂交流会館自主事業費支出	24,160,000	24,350,000	△ 190,000	
臨時雇用賃金支出	70,000	50,000	20,000	
旅費交通費支出	0	0	0	
通信運搬費支出	(160,000)	(90,000)	(70,000)	
郵便料支出	160,000	90,000	70,000	
消耗品費支出	439,000	326,000	113,000	
印刷製本費支出	900,000	770,000	130,000	
賃借料支出	450,000	630,000	△ 180,000	
保険料支出	0	0	0	
諸謝金支出	0	0	0	
委託料支出	16,390,000	18,150,000	△ 1,760,000	
食糧費支出	960,000	595,000	365,000	
広告宣伝費支出	0	0	0	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増減	備 考
手数料支出	(4,427,000)	(3,395,000)	(1,032,000)	
折込手数料支出	772,000	630,000	142,000	
調律手数料支出	205,000	105,000	100,000	
チケット手数料支出	3,450,000	2,660,000	790,000	
著作権使用料等支出	364,000	344,000	20,000	
104下呂交流会館人件費支出	60,820,000	59,831,000	989,000	
給料手当支出	50,804,000	49,656,000	1,148,000	
福利厚生費支出	10,016,000	10,175,000	△ 159,000	
事業活動支出計	171,581,000	166,086,000	5,495,000	
事業活動収支差額	0	0	0	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
基本財産取崩収入				
国債取崩収入				
特定資産取崩収入				
退職給付引当資産取崩収入				
固定資産売却収入				
車両等売却収入				
投資活動収入計				
2. 投資活動支出				
基本財産購入支出				
国債購入支出				
特定資産取得支出				
退職給付引当資産取得支出				
固定資産取得支出				
什器備品購入支出				
投資活動支出計				
投資活動収支差額				
Ⅲ 財務活動収支の部				
財務活動収入				
借入金収入				
財務活動収入計				
財務活動支出				
借入金返済支出				
財務活動支出計				
財務活動収支差額				
Ⅳ 予備費支出				
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額				
次期繰越収支差額	0	0	0	

(注) ()内数値は、勘定科目ごとの細目合計額を示す

令和6年度収支予算書

1/1ページ

一般財団法人 下呂ふるさと文化財団
【財団独自会計】

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増減	備 考
I 事業活動収支の部	(A)	(B)	(A-B)	
1. 事業活動収入				
財団独自会計事業費収入	2,326,000	2,126,000	200,000	
公益事業収入	425,000	225,000	200,000	
基本財産利息収入	1,900,000	1,900,000	0	
受取利息収入	1,000	1,000	0	
事業活動収入計	2,326,000	2,126,000	200,000	
2. 事業活動支出				
101 ふるさと文化振興事業費支出	3,332,000	1,910,000	1,422,000	
旅費交通費支出	0	0	0	
通信運搬費支出	(9,000)	(8,000)	(1,000)	
郵便料支出	9,000	8,000	1,000	
消耗品費支出	145,000	95,000	50,000	
印刷製本費支出	209,000	284,000	△ 75,000	
賃借料支出	895,000	430,000	465,000	
保険料支出	10,000	10,000	0	
諸謝金支出	65,000	95,000	△ 30,000	
負担金支出	0	0	0	
補助金支出	500,000	500,000	0	
委託料支出	1,188,000	227,000	961,000	
食糧費支出	36,000	16,000	20,000	
手数料支出	(235,000)	(210,000)	(25,000)	
折込手数料支出	235,000	210,000	25,000	
著作権使用料等支出	25,000	15,000	10,000	
雑支出	15,000	20,000	△ 5,000	
3. 管理費支出				
300 法人会計管理費支出	934,000	934,000	0	
役員報酬支出	300,000	300,000	0	
会議費支出	8,000	8,000	0	
旅費交通費支出	19,000	19,000	0	
通信運搬費支出	26,000	26,000	0	
印刷製本費支出	84,000	84,000	0	
賃借料支出	57,000	57,000	0	
租税公課支出	350,000	350,000	0	
手数料支出	10,000	10,000	0	
委託費支出	40,000	40,000	0	
雑支出	40,000	40,000	0	
事業活動支出計	4,266,000	2,844,000	1,422,000	
事業活動収支差額	△ 1,940,000	△ 718,000	△ 1,222,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
基本財産取崩収入				
国債取崩収入				
特定資産取崩収入				
退職給付引当資産取崩収入				
固定資産売却収入				
車両等売却収入				
投資活動収入計				
2. 投資活動支出				
基本財産購入支出				
国債購入支出				
特定資産取得支出				
退職給付引当資産取得支出				
固定資産取得支出				
什器備品購入支出				
投資活動支出計				
投資活動収支差額				
III 財務活動収支の部				
財務活動収入				
借入金収入				
財務活動収入計				
財務活動支出				
借入金返済支出				
財務活動支出計				
財務活動収支差額				
IV 予備費支出	4,780,000	6,062,000	△ 1,282,000	
当期収支差額	△ 6,720,000	△ 6,780,000	60,000	
前期繰越収支差額	6,720,000	6,780,000	△ 60,000	
次期繰越収支差額	0	0	0	

(注) ()内数値は、勘定科目ごとの細目合計額を示す

承第 5 号

専決処分の承認について（令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 5 号））

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

新たな住民税非課税世帯等に対する給付金及び当該給付金のこども加算の給付について、給付対象者が当初の見込み以上となり、速やかに給付金を給付するための予算の増額補正を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第4号

専決処分書（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度下呂市一般会計補正予算（第5号）を、別紙のとおり専決処分する。

令和6年7月18日

下呂市長 山 内 登

令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度下呂市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 0, 2 0 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 9 0 2, 5 0 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

【第1表】

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		2, 277, 493	70, 204	2, 347, 697
	02. 国庫補助金	1, 367, 648	70, 204	1, 437, 852
歳入合計		23, 832, 302	70, 204	23, 902, 506

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
03. 民生費		5, 422, 436	70, 204	5, 492, 640
	01. 社会福祉費	3, 225, 850	70, 204	3, 296, 054
歳出合計		23, 832, 302	70, 204	23, 902, 506

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	2,277,493	70,204	2,347,697
歳入合計	23,832,302	70,204	23,902,506

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
03. 民生費	5,422,436	70,204	5,492,640	70,204				
歳出合計	23,832,302	70,204	23,902,506	70,204				

歳入・歳出【総括】

歳入【国庫支出金】

2 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 02. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
05. 総務費国庫補助金	342,660	70,204	412,864	02. 企画費補助金	70,204	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	1,367,648	70,204	1,437,852			

3 歳出

(款) 03. 民生費

(項) 01. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
01. 社会福祉総務費	476,447	70,204	546,651	70,204				10. 需用費	42	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 (こども加算) 1,720 需用費 4 印刷製本費 役務費 16 郵便料 負担金補助及び交付金 1,700 交付金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 (新たに住民税非課税世帯等) 68,484 需用費 38 印刷製本費 役務費 146 郵便料 負担金補助及び交付金 68,300 交付金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
				1,720				印刷製本費	42	
				〈国庫支出金 1,720〉				11. 役務費	162	
								郵便料	162	
								18. 負担金補助及び交付金 交付金	70,000	
									70,000	
				68,484						
計	3,225,850	70,204	3,296,054	70,204						

歳出【民生費】

諮第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	氏 名	年 齢
	上野 久美子	69 歳

令和6年9月2日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

人権擁護委員上野久美子氏が、令和6年12月31日に任期満了となるため。

同第 11 号

下呂市副市長の選任について

次の者を下呂市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	年 齢
	田口 広宣	61 歳

令和 6 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市副市長田口広宣氏の任期満了に伴い、同氏を再任するもの。

議第 73 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたことに伴い、関係条例の一部を改正するもの。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(下呂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第23条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの	第23条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの
第23条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る	第23条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る

改 正 後	改 正 前
刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2）（略） 2～4（略） 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 （2）・（3）（略） 6～8（略）	刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2）（略） 2～4（略） 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 （2）・（3）（略） 6～8（略）

（下呂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第2条 下呂市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年下呂市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた	第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた

改 正 後	改 正 前
業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

（下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第3条 下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年下呂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （経過措置） 第3条 （略） 2 （略）	附 則 （経過措置） 第3条 （略） 2 （略）

改 正 後	改 正 前
3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （１）・（２） （略） 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5・6 （略）	3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （１）・（２） （略） 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5・6 （略）

（下呂市個人情報保護審査会条例の一部改正）

第4条 下呂市個人情報保護審査会条例（令和5年下呂市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（罰則） 第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。	（罰則） 第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年下呂市条例第149号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、 団員となることができない。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行 を終るまでの者又はその執行を受けること がなくなるまでの者 (3)・(4) (略)	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、 団員となることができない。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を 終るまでの者又はその執行を受けることが なくなるまでの者 (3)・(4) (略)

(下呂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 下呂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年下呂市条例第152号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに 該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに 該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮(こ)</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法

律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（下呂市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の下呂市職員の給与に関する条例第23条の6第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

【参考資料】

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例要綱

1. 改正理由

刑法等の一部を改正する法律（以下「法」といいます。）の施行により、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条関係）

- (2) この条例は、法の公布の日（令和4年6月17日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行します。

（附則第1条関係）

- (3) この条例の施行前にした処罰については、従前の例によるものとします。

（附則第2条第1項関係）

- (4) この条例の改正前に改廃された条例等に規定する「なお従前の例による」との経過措置や改正前の条例等についての「なお効力を有する」、「改正前の条例の例による」又は「廃止前の条例の例による」との経過措置により適用することとされている当該改正前の条例等の規定は、懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、改正前の刑法第16条に規定する拘留は長期及び短期を同じくする拘留と読替えます。

（附則第2条第2項関係）

- (5) 人の資格に関する条例等の規定の適用については、この条例の施行後においては、拘禁刑に処せられた者だけでなく、懲役、禁錮又は刑法等一部改正法による改正前の刑法における拘留（以下「旧拘留」という。）に処せられた者も、資格制限等の対象とします。

（附則第3条関係）

- (6) 下呂市職員の給与に関する条例第23条の6第1項及び第5項の規定の適用については、法及び法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例

の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなします。

(附則第 4 条関係)

議第 74 号

下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について

下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

飛騨川温泉しみずの湯の経営安定確保のため、利用料金を見直し、燃料の高騰や物価上昇等に対応できるよう、当該条例の一部を改正するもの。併せて、年間を通して営業時間を統一する。

下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例

下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例（平成17年下呂市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前			
別表第 1 （第 8 条関係）					
区分	内 容				
休館日	1 毎週火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、翌日とする。				
	2 12月30日、12月31日				
営業時間	午前10時30分～ 午後 9 時30分				

別表第 1 （第 8 条関係）					
時季	春季・秋季	夏季	冬季		
期間	4月. 5月. 6月. 9月. 10月. 11月	7月. 8月	12月. 1月. 2月. 3月		
休館日	1 毎週火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、翌日とする。				
	2 12月30日、31日				
営業時間	午前10時30分～	午前10時～	午前10時30分～		
	午後 9 時30分	午後 9 時30分	午後 9 時30分		

別表第 2 （第10条関係）					
施設区分	使用の区分	単位	利用料金		摘要
			上限	下限	
温泉浴施設	大人	1 回券	1,330円	480円	中学生以上
		回数券	1 回当たり		

別表第 2 （第10条関係）					
施設区分	使用の区分	単位	利用料金		摘要
			上限	下限	
温泉浴施設	大人	1 回券	830円	300円	中学生以上
		回数券	1 回当たり		

改 正 後						改 正 前					
温泉浴 施設 及び 温泉運 動浴施 設				に換算した 額が1回券 の利用料金 を超えない 額				に換算した 額が1回券 の利用料金 を超えない 額			
			半年券	<u>44,8</u> 90円	<u>16,2</u> 00円						
			年間券	<u>85,7</u> 90円	<u>30,9</u> 60円						
	小 人	1回券	<u>840</u> 円	<u>160</u> 円	小学 生 (小 人未 満の 者は 無料 とす る)		1回券	<u>520</u> 円	<u>100</u> 円	小学 生 (小 人未 満の 者は 無料 とす る)	
		回数券	1回当たり に換算した 額が1回券 の利用料金 を超えない 額					回数券	1回当たり に換算した 額が1回券 の利用料金 を超えない 額		
	大 人	1回券	<u>1,57</u> 0円	<u>500</u> 円	中学 生以 上		1回券	<u>1,57</u> 0円	<u>500</u> 円	中学 生以 上	
		回数券	1回当たり に換算した 額が1回券 の利用料金 を超えない 額					回数券	1回当たり に換算した 額が1回券 の利用料金 を超えない 額		
		月券	<u>7,20</u> 0円	<u>2,40</u> 0円			月券	<u>7,20</u> 0円	<u>2,40</u> 0円		
		半年券	<u>52,3</u> 30円	<u>16,6</u> 70円			半年券	<u>36,6</u> 60円	<u>12,0</u> 00円		
年間券	100,	32,0	年間券	57,6	19,0						

改 正 後						改 正 前								
グループ浴施設の部	法人の項	小 人		<u>480</u> 円	<u>00</u> 円	小学生 (小人未満の者は無料とする)		<u>10</u> 円	<u>00</u> 円	小学生 (小人未満の者は無料とする)				
			1 回 券	1, 04 0円	200 円		1 回 券	1, 04 0円	200 円					
			回数券	1 回当たり に換算した 額が 1 回券 の利用料金 を超えない 額			回数券	1 回当たり に換算した 額が 1 回券 の利用料金 を超えない 額						
			月 券	4, 20 0円	900 円		月 券	4, 20 0円	900 円					
			半年券	<u>26, 1</u> <u>70</u> 円	<u>8, 34</u> <u>0</u> 円		半年券	<u>20, 9</u> <u>50</u> 円	<u>4, 00</u> <u>0</u> 円					
			年間券	<u>50, 2</u> <u>40</u> 円	<u>16, 0</u> <u>00</u> 円		年間券	<u>33, 5</u> <u>20</u> 円	<u>7, 00</u> <u>0</u> 円					
			法人の項 (略)					法人の項 (略)						
			グループ浴施設の部 (略)					グループ浴施設の部 (略)						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

飛騨川温泉しみずの湯の経営安定確保のため、利用料金を見直し、燃料の高騰や物価上昇等に対応できるよう、当該条例を改正するものです。併せて、年間を通して営業時間を統一します。

2. 概要

- (1) 夏季のみ午前 10 時から営業していましたが、当該時間帯の利用者が少ないため、年間を通して営業時間を統一します。

(別表第 1 関係)

- (2) 温泉のみ利用について半年券と年間券を追加し、1 回券の上限、下限の利用料金を引き上げ、温泉とプール利用について半年券と年間券の上限、下限の利用料金を引き上げします。

(別表第 2 関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 75 号

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険条例（平成16年下呂市条例第101号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（罰則） 第29条 市は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。	（罰則） 第29条 市は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、被保険者証が廃止となるため、被保険者証の返還に応じない者に関する部分を削ります。

（第 29 条関係）

（2） この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行します。

（附則関係）

令和５年度下呂市一般会計及び特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度下呂市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 6 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

- 認第 1 号 令和 5 年度下呂市一般会計決算の認定について
- 認第 2 号 令和 5 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について
- 認第 3 号 令和 5 年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認第 4 号 令和 5 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について
- 認第 5 号 令和 5 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について
- 認第 6 号 令和 5 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について
- 認第 7 号 令和 5 年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 認第 8 号 令和 5 年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について

令和 5 年度下呂市公営企業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度下呂市公営企業会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 6 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

認第 9 号 令和 5 年度下呂市水道事業会計決算の認定について

認第 10 号 令和 5 年度下呂市下水道事業会計決算の認定について

認第 11 号 令和 5 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について

認第 12 号 令和 5 年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について